

青森県報

第三千三百三十五号

平成二十三年

一月七日

(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出.....	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出.....	(同)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出.....	(同)	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定.....	(障 害 福 祉 課)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出.....	(同)	二
右 同.....	(同)	三
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退.....	(同)	三
道路の区域の変更.....	(道 路 課)	三
道路の供用の開始.....	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告.....	(県 民 生 活 課)	四
建設業者の許可の取消し.....	(東 青 地 域 局)	四
右 同.....	(中 南 地 域 局)	四

右 同..... (同) : 五

公安委員会

駐車監視員資格者講習の実施..... (交通指導課) : 五

告 示

青森県告示第一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は主たる所在地	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社ムレインタコ	東京都東久留米市八幡一丁目七三	福祉用具貸与	ツパクナソニ介護チエ	上北郡東北沢五の六	平成三二・二九	平成三二・三三
株式会社ムレインタコ	東京都東久留米市八幡一丁目七三	福祉用具貸与	ツパクナソニ介護チエ	上北郡東北沢五の六	平成三二・二九	平成三二・三三
有限会社どんぐり村	和田市東二番五丁目二二	特定福祉用具販売	ヘルパーステーション	和田市東二番五丁目二二	三二・二二	三二・三三

青森県告示第一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	居宅介護支援事業を行う所の所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
有限会社さくら会	五所川原市金五所川原七ツ木町川倉七ツ木八四の三六	七野	さくら園介護支援センター	五所川原市金五所川原七ツ木町川倉七ツ木八四の三六	平成三〇・三・二八	平成三三・三・三

青森県告示第二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社ムレンタコ	東京都東久留米市八幡一丁目七三	一	パナソニック介護サービスセンター青森	平成三二・二・二六	平成三三・三・三

青森県告示第四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひらの薬局	南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の五	平成三三・一・一

青森県告示第五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 別	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	三沢薬剤師薬局	三沢市中央町四丁目一の一	平成三二・二・八
変更後	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八		

有限会社ムレンタコ	東京都東久留米市八幡一丁目七三	特定介護予防用具販売用	ツバナソニック介護サービスセンター青森	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	"	"
有限会社どんぐり村	和田市東二十二番町二二の三五	介護訪問	ヘルパーズセンターどんぐり村	和田市東二十二番町二二の三五	三三・二・三〇	"

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 碓ヶ関大鱈停車場線	南津軽郡大鱈町大字早瀬野字扇沢八一の二から 南津軽郡大鱈町大字早瀬野字扇沢二の一まで	平成三・一・七

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人双松福祉会
- 三 代表者の氏名
正部長 佑介
- 四 主たる事務所の所在地
三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、階上町及び近隣市町村民に対して、介護サービス等に関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社北浜造船鉄工
 - 二 代表者の氏名 細川 英邦
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市合浦二丁目一の一六
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一〇〇五二〇号
 - 五 取消年月日 平成二十二年十二月一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十三年一月七日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 東北建設株式会社
 - 二 代表者の氏名 齊藤 勇治
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字一町田字早稲田七七〇の二
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二〇〇三二九号
 - 五 取消年月日 平成二十二年十月二十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社鳴海建設

二 代表者の氏名 奈良 昭彦

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字賀田一丁目七の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四三六六号

五 取消年月日 平成二十二年十一月十日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年一月七日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習等の期日

1 講習

平成二十三年二月七日及び同月八日午前八時五十分から午後五時三十分まで

（受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

2 修了審査

平成二十三年二月十四日午前九時から午前十時まで

（受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター

三 受講定員

三十名程度（申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。）

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成二十三年一月三十一日から同年二月四日まで

（受付時間 午前九時から午後四時まで）

2 申込場所（問い合わせ先）

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七 七二三 四二一一 内線五一三三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

（一） 駐車監視員資格者講習受講申込書（交通指導課で受領すること。）

（二） 講習手数料一万九千円（青森県収入証紙で納付すること。）

4 その他

講習受講日及び修了審査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭